

「第 20 回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日時：平成 26 年 6 月 25 日（水）
午前 10 時から午前 11 時 45 分まで
2. 場 所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 F 大会議室
3. 議題
 - (1) 第 19 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応
 - (2) 平成 25 年度事業の評価結果
 - (3) 施設整備事業の事後評価結果（平成 25 年度事後評価分）
 - (4) 新規参入円滑化対策事業の費用対効果分析手法の検討結果について
 - (5) 独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正
 - (6) 平成 26 年度の補助事業の概要
 - (7) その他
4. 出席委員：大木委員、境委員、鈴木委員、永木委員、宮崎委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班：小野寺課長補佐、岩城係長、生産局畜産企画課：関村調査官、調整班 桑原課長補佐、谷川係長、生産局園芸作物課：価格班 小田係長、生産局地域作物課：価格調整班 高畑係長
6. 機構出席者：佐藤理事長、飯高副理事長、薄井理事、馬場理事、安井理事、渡邊理事、西岡理事、渡部監事、伊藤監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等
庄司企画調整部長が開会を宣言した後、佐藤理事長が挨拶し、平成 25 年度における畜産業振興事業および野菜農業振興事業等の概要について説明した。
新たな任期の最初の委員会のため、補助事業に関する第三者委員会設置要領の第 3 条に基づき、委員の互選により座長の選出が行われ、宮崎委員が座長に就任した。
宮崎座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 議事
馬場理事から議題（1）の「第 19 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応」、議題（2）「平成 25 年度事業の評価結果」、議題（5）「独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正」、

議題（６）「平成 26 年度の補助事業の概要」を、それ以外の議題については安井理事からそれぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題（１）第 19 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応]

特に意見なし。

[議題（２）平成 25 年度事業の評価結果]

(鈴木委員)

まず、新マルキン事業について、全体では予算が使用されなかった部分が多いとのことだが、宮城県では平成 25 年 6 月の乳用種について、基金の不足により減額支給したという状況がある。平成 24 年度も鳥取県などで同様な事例が見られたが、こういった県段階での状況を機構ではどのように評価しているのか。

2 点目だが、今般、日豪 E P A が決まり、新マルキン事業の遂行に当たっては、機構の財源が減少する一方で、支払額は増加する可能性がある。日豪 E P A の影響の程度について、現時点での試算や見通しがあれば教えて頂きたい。

3 点目だが、飼料自給力強化支援事業の執行状況について、現場での要望が少なく、多くの不用額が生じたとのことだが、この事業に限らず、現場からは数多くの細分化された事業があるが、事務手続が煩雑な割には使い勝手が良くないということをよく聞く。機動的に対応できるようにしてもらいたい。

(安井理事)

最初のご質問について、新マルキン事業は、3 年間を一つの事業単位として事業設計している。平成 22 年度から 24 年度で 1 回精算し、また、平成 25 年度から 27 年度と進めて行く。当年度の一頭当たりの積立金単価は補填額を見込んで積立金の残高も確認して決めている。

平成 24 年度の鳥取県等の事例については、平成 23 年度の原因事故の関係で、枝肉価格が当初想定した水準を大幅に下回り、補填額が大幅に増えたため、減額が発生し、平成 24 年 3 月は 28 県で乳用種の財源が不足となり、十分な対応が出来なくなってしまう。平成 24 年度に入り、積立金単価を増額したため、それ以降の減額は少なくなった。

平成 25 年度の宮城県での減額については、3 年間の事業単位の最初の年で、積立てをゼロから始めたばかりであったことから、十分な財源がない中、それを上回る補填が発生したことにより減額となった。

(関村調査官)

新マルキン事業のご質問について、ポイントになるのは積立金の金額と補填の財源の問題だと考えている。以前、乳用種等で満額支払えなかったことがあったことから、農水省の企画立案の段階で積立金の金額を設定する際に、生産者団体にどの程度まで積んだ方が良いかという意見も聴取した。その時は、「満額補填が望ましいが、経営が厳しい段階では積立金を多く積むのは必ずしも経営的に得策ではな

い。」という意見も多かったため、余裕をもった積立額にはできなかった。その結果、一部の県で資金が不足するという事態となった。今年度の事業の実施に当たっても、生産者の意見を聞いた上で積立金の設定を行っており、今後も生産者の意見を伺いつつ、引き続き安定的な事業の実施に努めて参りたい。

2点目の日豪EPAによる影響額と今後の新マルキン事業の関係については、本年4月22日の国会で財務省から関税の影響額を公表している。その中で、財務省関税局の試算によると、日豪EPAの実施によって関税収入に及ぼす影響については、今後の貿易の状況や為替変動等の不確定要因がある前提のもと、機械的な試算では、発効初年度には牛肉の関税収入について88億円、最終年度では214億円の減少が見込まれるとされている。あくまで機械的な試算であるため、その時の状況によって変わると思われるが、このような減少が見込まれる中であっても、新マルキン事業についてはしっかりと実施していく必要があると考えている。ただ、素牛の価格等によっても補填金額は大きく変化するため、現在の子牛価格や配合飼料価格の高騰の状況も踏まえながら、必要な予算については確保していきたいと考えている。

3点目の事業の使い勝手が良くないという点については、農水省にも現場から同様の意見をいただいた。企画立案の段階で事業の見直しを行い、飼料自給力強化支援事業については、使用しやすい形に事業を組み替えて実施している。この他、機構に要綱、要領の作成の段階で様式の簡素化、事業の円滑な実施等といった点で協力いただいたことにより、今年度はかなりの執行が見込まれている。

[議題(3) 施設整備事業の事後評価結果(平成25年度事後評価分)] 及び

[議題(4) 新規参入円滑化対策事業の費用対効果分析手法の検討結果について]

(宮崎座長)

肉用牛生産の新規参入等を支援する事業について、採択に向けた対応として平成26年度より子牛の事故率を軽減するため、繁殖雌牛の導入期間を2年間としたとのことだが、短期間に繁殖雌牛の導入がまとまって行われるために、子牛の事故率が高いということか。

(安井理事)

それが全てではないが、一因として、単年度で事業を実施した場合、どうしても繁殖雌牛の導入が年度の後半に集中してしまい、その結果、子牛の分娩時期も集中してしまう。新規参入の方は、技術がまだ十分でない方が多く、子牛の事故率が上がってしまう事例が見受けられる。

(宮崎座長)

牛は、まとめて導入する方が病気の持込みを防ぐには大事なことと技術的には知られている。散発的な導入となると、病気を持ち込むリスクが高くなり、それが常在するといったケースが多くあるので注意されたい。

(永木委員)

導入期間が2年間に渡り、生産者の裁量で導入時期を決められるため、結構なことであると思う。ただ、座長が言われた病気の持込みリスクや、施設の稼働率の問題もあると思うので、良い面と悪い面があることを現場の方と十分相談されて、全てを2年にしなければならぬということではないということに理解したい。

(安井理事)

現場の意見を聞く中で、牛舎を建ててからの導入となるため、年度後半にバタバタと導入しなければならないことから、1年間での導入は非常にきつい。できれば2年間にしてほしいとの要望が何度かあった。

(永木委員)

同事業の事業採択者への改善指導として、畜産経営の専門家を現地に派遣するというので、大変結構なことだと思うが、これは既に実施しているのか。

(安井理事)

平成23年度から機構職員が現地へ行く際に、畜産経営の専門家に同行いただき、現地において2、3人で指導する体制をとっている。平成22年度までは、補助事業でこの新規参入事業を支援するための事業があったが、平成23年度以降、機構自らが行うこととなった。

(永木委員)

専門家に見てもらおうというのは大変結構であるが、これをスポットで終わらせないで、場合によっては継続して翌年も見て頂くとか、経過を見て頂くとか、そういう取組みをすると効果が出るのではないかと思う。

(安井理事)

そのようなことも考えていきたい。また、事例集を作成し、配布する取組みも実施している。通常、事例集は良い事例を集めて作るが、上手くいっていない事例も多く記載し、現場へのフィードバックを図っている。

(永木委員)

補正後の投資効率で、1以下が多い県は宮崎県と鹿児島県だが、その理由について、地域性や特異な事柄はないのかなど、もう少し掘り下げて調べる必要もあるのではないか。

(安井理事)

宮崎県については、3件中3件全てで投資効率が1以下となっており、それぞれ個別事情があるが、口蹄疫で牛の導入がすぐに出来なかった。鹿児島県は6件中5件が1以下であり、現地へ行った際は農協の方に強力な指導をお願いしている。鹿児島県の場合、通常、施設のリース期間は17年だが、それを10年で償還ということになっているので、その分リース料の負担が重くなっているという共通の事情が考えられる。

(関村調査官)

鹿児島県については、導入頭数が50頭以上になっているが、これは鹿児島県経済連も同時に補助を行っている関係で、経済連の事業を使う場合、導入頭数を50頭以上にすることが要件となっているためである。事業を始めた際に50頭の導入は、かなりの効果が算定されるが、実際には50頭の導入はかなりきついと聞いている。このため、今年度から鹿児島県経済連とも相談し、事業規模を30頭以上に引き下げるようお願いをしている。今年度の計画は農水省ではまだ承知していないが、もう少し小さな規模からできるよう改善させて頂いたところ。

(永木委員)

新規参入円滑化対策事業の費用対効果分析手法の検討結果について、今回の改善により、おそらく今度は上手くいくと思っている。ただ、子牛価格の設定の仕方については、トレンドではなく最低価格で見積もるということで、子牛価格の非常に不安定な事情を踏まえると大変良いと思うが、資料に記載のある通り、売上を最低値で見積もるため、算定される効果も最小となるということを皆さんにきちんと周

知し、その理解を共有するようにした方が良いと思う。

[議題（５）独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正]

(境委員)

補助事業で仕入税額控除を受けながら消費税の返還に漏れがあるなど、そういった実態はあるのか。

(安井理事)

過去にそういったことがあったので、徹底しようということ。

[議題（６）平成 26 年度の補助事業の概要] 及び [議題（７）その他]

(境委員)

去年、みずほ銀行による反社会的組織に対する融資が問題となったが、機構が日々行っている業務の中で、そうした反社会的組織に関わる人物なり団体なりを排除するための取組みは行っているのか。

(馬場理事)

契約では、反社会的組織とは契約をしないということを入札の条件などで公示しており、その中で、契約後に判明した場合は、契約を解消するといったことを記載している。

(安井理事)

畜産関係の補助事業では、補助できる相手先は農林水産省令で、農協、農協連、社団法人、財団法人などと規定されている。生産者に直接補填金を交付しているが、その方がそういった組織等の関係者であるかどうかについての個別のフィルタリングなどは現在のところ行っていない。

(境委員)

みずほ銀行の一件以来、金融業界も過剰反応している部分もあるが、何らかの対策をとっておいた方が良いのではないかと思いますので、検討頂きたい。

(安井理事)

既に議論は始めており、農林水産省やその他の各省庁の動きを見ながら検討していきたい。対象範囲や具体的な事務をどうするかなどについては、部内で何度か検討を行っている。

(佐藤理事長)

こういった反社会的組織の問題、それから守秘義務の問題など、機構では入札業務も行っているので、そういった面で折々に触れて、緊張感を持ってきちんとコンプライアンスを守りながら、業務を行っていきたいと考えている。また、先ほどの課題についても検討を深めていきたいと思う。

(宮崎座長)

会計検査院からの指摘というのは、最近ではいつ受けたのか。毎年検査を受けているのか。

(安井理事)

検査は、毎年継続的に行われており、畜産関係の事業はかなりメニューも多く、全国で実施していることもあり、毎年1件くらいはご指摘を頂いている状況である。

(永木委員)

生乳需要基盤強化対策事業について、どんな方々を対象にして牛乳の普及・定着を図っているのか。学校給食で牛乳は要らないというようなニュースがあったが、学校給食の関係者にこの事業を通じてきちんと理解頂くような努力がされているのか。

(渡邊理事)

生乳需要基盤強化対策事業については、牛乳月間である6月を中心としたセミナーの開催や、それ以外の月にもフォーラムなどを企画・実施している。セミナーの対象者は栄養士関係の方に限ったり、広く一般消費者としたりと、その時の内容によって異なっている。

また、学乳関係では、この事業の一環として作成した広報資料のホームページでの公表や、配布に対する補助を行っているが、配布先として、学乳関係者も含まれている。

この事業の直接の目的は生乳需要基盤の強化であるが、学乳の重要性、栄養価等々の説明を通じて、広く学乳の普及にも貢献している。

学乳事業は機構の業務から外れたが、機構の広報誌などを通じて学乳の大事さを訴える取り組みを行っているほか、関係団体、機関、会社等との意見交換を通じ、情報交換や共通の戦略を立てるといった事業にも参加している。

(大木委員)

私も消費者は、できるだけ国産のものをこれからも応援したいと思っているが、繁殖牛は今後どうなっていくのか。肥育農家が少なくなる中で、農家がどういう状況にあるのか、繁殖牛の増頭のために何をすべきかなど、そういったことがよく分からない。

また、先ほどお話のあった、新規参入円滑化対策事業における鹿児島県での投資効率が1以下となった施設が多いことについて、農協を通じて指導されているということだが、農協はどのような指導をされているのか。

(関村調査官)

肉用牛の繁殖基盤の強化については、ご指摘のとおり最重要課題の一つとして捉えている。今年度も、国の事業だけでなく、機構の事業の中でもかなり取り組んでいる。

まず、肉用牛の繁殖基盤の強化事業で実施しているもので、肉用牛経営安定対策補完事業の中で拡充した新規参入円滑化等対策については、複数年の繁殖雌牛の導入を可能とし、より取り組みやすくすることで新規参入者の増加を図る拡充を行った。また、地域の肉用牛生産基盤強化対策については、まず1点目として、優良な繁殖雌牛の増頭に対する奨励金として、以前は1頭の増頭につき8万円の交付を行っていたが、さらに高能力の牛には10万円を交付する内容を追加。2点目として、優良な繁殖雌牛の更新をした場合等に奨励金を支払う事業で、以前は1頭当たり4万円であったものを、さらに能力の高い牛の場合は1頭当たり5万円にするという内容を追加。3点目は、繁殖基盤の弱体化の要因として、小規模かつ高齢な方の離農があるため、高齢者の作業できつところを肉用牛ヘルパーという形で支援している。その支援メニューの拡充として分娩等の管理についても肉用牛ヘルパ

一を活用できることとした。最後に、牛を増やしていくという中で、導入事業のほかに生産効率を上げるという観点で、繁殖性を向上させる取組みも今回新たに始めた。

以上のような、増頭の部分での取組みに加え、基本的には酪農の対策であるが、乳用雌牛を活用した収益性の向上として、乳牛の中でも能力の低い牛については、乳牛の種をつけるのではなく、黒毛和種の受精卵をつけて和牛を直接的に増やすという取組みも併せて実施している。このような形で総合的な増頭対策に取り組んでいる。現在、来年度の予算要求の検討を行っているが、この動きを加速させて、更に拡充する方向でいろいろ盛り込む方向で考えている。

農協の取組みの件については、農協もかなり問題意識は持っている。鹿児島県は大産地なので、農協の職員も離農者を減らす努力として、先ほどの増頭の事業などの補助事業の紹介や、新規参入者の獲得のため農家の二男、三男の方に新規参入の事業を活用してもらって県内で就農してもらうよう誘導するなど、積極的に取り組んで頂いていると認識しているので、今後も引き続き支援をしていきたいと考えている。

(大木委員)

繁殖農家は年齢的にどの程度の方が営んでいるのか。

(関村調査官)

詳しいデータは今手元にはないが、平均では米農家に近く、高齢の方が多いと聞いている。

(大木委員)

今後益々高齢化が進むということなので、若い方の新規就農に対する支援が重要になると思う。経営を引き継ぐ人がいなければ、国も困るだろうが、消費者としても困るので、そういったところに大いに力を入れていただきたい。酪農の事業に育児サポートというのが追加されているが、これは非常に良い取組みであり評価したい。こういった若い方を支援する取組みを今後も増やしていただかなければ、これからの日本の畜産はどうなるのかと心配になるので、よろしくお願ひしたい。

(鈴木委員)

農家、特に畜産農家の投資意欲の減退が非常に進んでいるということで、最近の規模階層間の農家数の推移を見ても中小経営が廃業となった後、経営の継承や新規経営などでカバーできない状況が進んでおり、総生産量が減っているという状況が牛も豚も鶏も進んでいる。あと 20 年程この状態が続けば、畜産の生産量はほぼ半減するという見通しになる。これには、今後の T P P や日豪 E P A 等の影響を加味していないので、その状況によってはさらに深刻な状況となると思われる。このような状況下において、多くの事業があってもそれを利用するだけの意欲がないということが今一番の問題ではないか。T P P への不安で、投資を見合わせるということが増えている中で、日豪 E P A で牛肉関税が半分となり、T P P ではさらに厳しい内容となる可能性もある。こういった不安な状況の中で、政策的にこれだけのことをやるから、大丈夫だから頑張ってくれと言えるかがどうか重要。大した影響はないから大丈夫だという言い方で先送りをしようとしても、もう現場がもたなくなってくるので、そういった点について、一生懸命現場を支える体制をさらに強化して頂きたい。

(永木委員)

飼料自給力強化支援事業について、平成 25 年度はほとんど使用しなかったとい

うことで、来年度への延長、拡充するということだが、これだけで大丈夫なのかという気がする。飼料作りというのは、日本の畜産の中で一番弱いところで、それが脆弱な畜産をつくってきた状況だが、これからは、生産意欲や経営能力の向上、経営主体の育成などというものと合わせて、減反政策の見直しに伴う主食用米からの飼料用米等への移行と畜産農家が求める安定した高品質の餌が上手くマッチングしているのかというようなソフト的な部分で一層の事業強化を図りながら、事業の広範な拡充に繋げて頂きたい。

(関村調査官)

ご指摘いただいた点は、当方もかなり問題意識を持っている。飼料自給力強化支援事業については、5本の新規又は拡充の事業が措置されているが、大きく見直したところでは、都府県酪農における輸入粗飼料や配合飼料への依存体質の改善のため、新規事業として、経産牛1頭当たり6,100円を交付し、自給飼料生産に誘導する事業を実施しており、この事業についてはかなり利用されるものと考えている。次に、TMRセンター等体質強化事業の拡充として、飼料生産に係る労力軽減のため、TMRセンターやコントラクター等の外部化を強く推進している。拡充前はTMRセンターの施設整備に要する経費の支援のみを対象としていたが、TMRセンターからの要望を踏まえ、施設だけでなく機械のリースも対象とした。こちらは、既にかんがりの要望が上がってきていると聞いている。さらに、稲わらの流通経費を補助していた事業を国産粗飼料に変更し、国産粗飼料を広域的に活用する事業メニューとした。飼料基盤活用強化事業については、事業の要件であった共同利用を廃止し、個々でも利用可能として、事業を全体的に使いやすくするような形にしている。機構の方でこれからしっかりとヒアリングをし、適切に執行されるものと考えているので、ご理解いただければと思う。

(宮崎座長)

先般開催された機構評価委員会でも発言したが、安倍内閣になり高品質の農産物を外国へ輸出するという動きがある。数日前にロンドンで行われた和牛の試食会が好評だったという報道があったが、本当にきちんと輸出に力を入れていくのであれば、表面的なものではなく、各国の畜産、あるいはその消費動向について造詣の深い方が関わらない事には上手くいかないのではないかと。

機構は、海外駐在所を全て廃止したが、現地に駐在していた職員の方はその地域の情報について非常に詳しかった。私がいただいた情報の中で一番役に立ったのは、畜産振興事業団時代からの駐在員を介した情報であった。現在の機構にも、当時、現地で苦勞して情報を集め、日本からの調査の際にはアテンドしながら実力を備えていった方々が多く残っていると思うので、こういった輸出の問題に関して、ここに眠れる資源があるということを、輸出の促進の際に思い出すような方向に持って行っていただきたい。

(佐藤理事長)

前回の機構評価委員会でも海外事務所について、今後復活はないのかという要望が多く出されましたので、ご意見も踏まえて、農水省にもご相談していきたいと考えている。

9. 閉会

最後に宮崎座長が、閉会を宣言した。